

## 入会金及び会費規程

### 第 1 条 [趣 旨]

この規程は、一般社団法人ホッケージャパンリーグ（以下「H リーグ」という）定款第 7 条の規定に基づく入会金および会費に関する事項について定める。

### 第 2 条 [入会金及び会費]

正会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

#### ① H1 リーグ会員（以下「H1 会員」という）

入会金 2,200,000 円

年会費 1,200,000 円

#### ② H2 リーグ会員（以下「H2 会員」という）

入会金 2,200,000 円

年会費 1,200,000 円

#### ③ 女子リーグ会員（以下「女子会員」という）

入会金 2,200,000 円

年会費 1,200,000 円

### 第 3 条 [入会金及び会費の納入]

(1) 入会金および会費は、H リーグが発行する納付通知書により、次の期限までに納入しなければならない。

① 入会金 H1 会員および H2 会員および女子会員は、当該会員承認の日から 1 か月以内に入会金を納入しなければならない。

イ.H1 会員は、初めて H1 会員になったときに、当該会員承認の日から 1 ヶ月以内に、金 220 万円の入会金を納入しなければならない。

ロ.H2 会員は、初めて H2 会員になったときに（ただし、H1 会員が降格によって初めて H2 会員になった場合を除く）、当該会員承認の日から 1 ヶ月以内に、金 220 万円の入会金を納入しなければならない。

ハ.女子会員は、初めて女子会員になったときに、当該会員承認の日から 1 ヶ月以内に、金 220 万円の入会金を納入しなければならない。

ニ.H2 会員が昇格によって初めて H1 会員になったときは、当該会員承認 の日から 1 ヶ月以内に、H1 会員と H2 会員の入会金の差額の入会金を納入しなければならない。

ホ.H1 会員が降格後、昇格により再び H1 会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

② 会費 H1 会員および H2 会員および女子会員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの 4 月末までに納入しなければならない。

③ 入会金および会費は、H リーグ指定口座に払い込むものとする。

### 第 4 条 [改 廃]

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

#### [制 定]

2017 年 6 月 22 日

#### [改 正]

本規程は、2022 年 3 月 11 日一部改正する。